

校則の見直しの経緯とこれからの学校生活について

春日市立春日北中学校
校長 日下部 達矢

1 はじめに

(1) 校則とは

校則については、令和4年12月に文部科学省により発出された「生徒指導提要(改訂版)」に次のように明示されています。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則(学校生活のルールや決まり)は、児童生徒が集団生活の場である学校において、守るべき規範として働くものです。児童生徒が、将来社会規範を遵守する意識を涵養していくとともに、善悪の判断をしっかりと行う能力を育みます。

(2) 校則の見直しの基本的な考え方

- ◇ 不登校やいじめなどの学校の課題を踏まえ、生徒の自己指導能力の育成を目指す。
- ◇ 発達上の特性や国籍、性などの多様性を認め、互いの個性を理解し尊重する姿勢を培う。
- ◇ 地域や社会一員としての自覚をもち、よりよい社会を創る担い手としての生徒の育成を目指す。

⇒校則は、生徒の規範意識を醸成し、集団生活の秩序や安全を維持するなど、学校を取り巻く社会環境に応じて機能してきました。今回の見直しは、現在の校則が、生徒の健やかな成長にとって必要なものか、不具合が生じていないかなどの観点から実施しました。

※前期に生徒アンケート、保護者アンケートを実施

2 本年度の校則検討委員会の取組

○生徒指導の3機能「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」に沿うことを基準にし、生徒の内面的な自覚を促し、校則や決まりを自分のものとして捉え自主的に守るよう、以下の方針を踏まえて、6月から定期的に校則検討委員会を開催してきました。

- ① 社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、生徒の実情や保護者の考え方、学校や地域の状況に応じて適切に策定および運用を行うこと。
- ② しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまでは校則とせず、学校の教育目標として位置付けて取り組むことや、生徒の主体的な取組とする視点をもつこと。
- ③ 生徒の個々の状況を踏まえ、画一的にならないように配慮すること。特に障害のある生徒への合理的配慮、他文化を背景にもつ生徒や性の多様化にたいしてのきめ細やかな対応を踏まえた配慮を行うこと。

④ 学校を取り巻く社会環境や生徒の状況は変化するため、内容については絶えず見直す機会を設定すること。見直しの際には、生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者の意見や地域の状況を取り入れること。

⑤ 校則（学校生活のルールや決まり）は、□□らしい等の抽象的な概念ではなく、社会通念に照らして必要かつ合理的な内容であることを説明できるようにするため、以下に示すような内容については見直しを行いました。

□多様性 生まれ持った性質や性の多様性の配慮について

□経済性 暑さ寒さへの対応、保護者負担軽減への対応

3 見直しを行った校則のもとで求められること

(1) 自己指導能力の育成

○自己指導能力は自分を律する力です。校則は、自身の進路選択に悪い影響を及ぼさないようにするために、規範意識を育む基準となるものです。

○校則を緩めたのではなく、今の社会に適応した内容に見直しを行ったのです。だから「何でもあり、自由」というものではありません。

(2) 学校は一人一人の「自己実現を目指す」場所

○自己実現のためには「目標の達成まで粘り強く頑張る力」を育成することと、「自ら学習を調整しようとする態度」を育むことが必要です。

○将来、社会規範を遵守する意識を高めるとともに、善悪の判断をしっかりと行う能力を育むためには『ルール』『マナー』『モラル』の3つをバランスよく育成することが必要です。

4 結びに

海外に目を向けると、経済協力開発会議(OECD)が2030年に向けた教育「Education2030」を示しています。この枠組みの中で、「新たな価値を創造する力」「対立やジレンマを克服する力」「責任ある行動をとる力」の3つの力が、これからの変化が激しい社会の中で必要であると示されています。自分たちの学校にふさわしい校則（決まり）を考え、議論し、決まった校則を守っていくことは、これらの力を高めることにつながります。

校則について考えること、校則を守ることを通して、春日北中学校の皆さんに自己実現に向けて必要な力を身につけてもらいたいと考えています。

令和5年度後期後半からの「春日北中 学校生活身だしなみ心得」

春日北中生徒としての自覚と誇りをもち、すべての生徒が安心して学校生活を過ごすために、以下の心得を定めます。

1 欠席、遅刻などの連絡について

- 遅刻・欠席する場合は7：50～8：20までに保護者に連絡をしてもらいます。
- T e t o r uでの連絡の場合は、8：20までに保護者から連絡を行ってもらいます。
- ※8：20以降の連絡は、電話連絡のみとします。

2 服装について

(1) 制服

- 春日北中学校の制服（夏服・冬服・合服）を季節・体調に合わせて着用します。
 - ・制服はスラックス、スカートを選択できます。
 - ・ネクタイ、リボンについても選択できます。
- 夏の特定期間（5月～10月末）に、制服と体操服・ジャージ・学校Tシャツを着用可能な選択【併用】期間を設定します。
- 長袖シャツにはネクタイ、リボンを着用します。
- スカートの長さは、膝が隠れる程度を基本とします。

(2) 下靴

- 運動に適したひも靴とします。マジックテープは可です。
- ミドルカット、ハイカットは運動の妨げとなるため禁止します。
- 天候によってはレインシューズでの登校も可です。

(3) 上靴

- 学校指定のものを使用します。

(4) 靴下

- 黒・紺・茶・白・グレーのものを着用します。ワンポイント、ラインは可です。
- ルーズソックスは禁止します。

(5) ベルト

- 黒・紺・茶の無地のものとします。
- 絵柄付きのバックル等は禁止します。

(6) インナーシャツ

- 無地のものとします。色の指定はありません。

(7) 防寒具

- ウィンドブレーカーは学校指定のものを使用します。
- セーター、ベスト、カーディガンは、黒・紺・茶・白・グレー等の無地のもの
とします。ワンポイント、ライン入りは可です。
- マフラー、手袋等は室内では着用しません。
- ストッキング、タイツは着用可です。色の指定はありません。
- 季節や体調に合わせてコート、ジャンパー類の防寒具の使用を認めます。

3 通学カバンについて

- 学校指定のものを使用します。

4 頭髪などについて

<男女共通とします>

頭髪は自然で清潔な髪型を原則として、学習・運動に妨げのないものとしします。

- 前髪が目にかかる場合は、ピンでとめます。
- 後髪が肩にかかる場合は、黒・紺・茶等のゴムでとめます。
- パーマ、脱色、髪染め、縮毛矯正、整髪料での固定等はしません。
- 眉は不自然にならないようにします。
- 化粧、マニキュア、アイプチなどの装飾・加工はしません。

5 所持品について

- 学用品以外の不要なものは持ってきません。

校則の改訂について 本校則は令和5年12月に改訂を行ったものです。